

令和8年度

川崎市立玉川小学校  
学校いじめ防止基本方針

# 1 令和8年度 学校経営計画

## 令和8年度 学校経営計画基本構想図



具体的な取り組み			
◇社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びを充実させる。 ◇地域に学び地域に関わる「探究的な学び」を実践し、行動につなげる。 ◇教育課程の編成による創造的な余白づくりを実施する。 ◇児童の実態を把握し、わかりやすい授業や学習環境をつくり、個々の学習の定着を図る。 ◇問題解説学習を進め、主体的、協働的に学ぶ意欲や達成感を高める。 ◇学習で育てたい資質・能力、本時のねらいを明確にもった授業を展開する。「分かった、できた」という達成感を味わえるような授業を行い、学習の定着を図る。 ◇モジュール時間は内容を工夫し、子どもが集中して学習に取り組めるようにする。 ◇GIGA端末やICT機器の効果的な活用と共に情報モラル等の育成に努める。 ◇校内研究(国語科)の充実を図り、校内研究を基盤としながら、小教研、市教委各研修へ積極的に参加し自己研鑽を図る。 ◇学年を中心とした教材研究、指導方法研究、学習環境をつくる。(教職員同士の同僚性を高める) ◇校内OJTとして若手教員の指導技術等を伝承し、資質能力の向上に努める。	◇丁寧な言葉遣い、挨拶の励行等、一人一人を大切にした人権尊重教育の推進に努める。 ◇教育活動全体を通じて道徳教育を充実させる。自他の生命のかけがえのないことや人を傷つけることが許されないこと等について具体的な場面で繰り返し指導する。 ◇学校行事やクラブ、委員会、たてわり班活動等の中で、児童自らがよりよい学校生活を目指す活動を意図して実施する。 ◇一人一人が仲間と関わり、自己有用感や充実感をもち、ともに学び合う楽しさや喜びを醸成する。 ◇共生*共育プログラム及び効果測定を計画的に実施し、個と集団の関係を把握し学級経営に生かす。 ◇関係機関とのネットワークを大切に情報連携と行動連携を行い、問題の早期解決と未然防止に努める。	◇「玉川小スタンダード」・(「教育活動ガイドライン」)を基に教職員が共通理解を図りながら基本的な指導を進める。 ◇いじめ防止基本方針の下、アンケートを実施して、いじめ防止、早期発見、早期解決への組織的対応の充実を図る。 ◇支援教育Co中心として保護者、専門家等と連携し、組織的に取り組む職員打合せ等でも情報を共有する。 ◇危機管理意識をもち、安全対策、安全点検、安全指導の充実を図る。 ◇安全指導は具体的な場面で繰り返し指導する。安全について緊急性があるものはすぐに指導等を行う。 ◇事故、けが等は、早急に事実確認や状況把握をしっかりと行い、丁寧な対応をする。 ◇食物アレルギーに対する認識を全教職員が認識し、予防策、対応策を講じる。 ◇体罰禁止、個人情報保護等、サービスの事故防止	◇地域の人材を活用した授業等を行う。 ◇授業参観、懇談会等で学校の取組を通じて教育活動を理解していただくように努める。 ◇学校だより、HP、情報発信サービスを有効活用し、教育活動を理解していただくように努める。 ◇保護者や地域、PTA委員等からの情報を共有し連携協力をする。 ◇関係機関とのネットワークを大切に情報・行動の連携を行う。 ◇学校運営協議会での意見を学校経営に生かしていく。 ◇学校評価を生かしていく。

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任（教務）、支援教育コーディネーター（CO）  
学年主任、児童生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー（計画訪問による派遣）  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO／教務）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO／教務）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（全構成員）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）  
1年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）                      2年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
3年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）                      4年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）                      6年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO／養護）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（CO）

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・運営委員会・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童活動担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長／教務／CO）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長／教頭／CO）

## 7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標・年間指導計画の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・警察によるSNS等の使用についての講話(懇談会)</li> <li>・情報モラル教育の実施</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> </ul> <p style="text-align: right;">} 第4回職員会議</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・共生*共育効果測定1回目実施・結果の検討</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施についての内容確認(第1回校内いじめ防止対策会議)</li> <li>・SOSの出し方受け止め方教育</li> <li>・個人面談週間の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・外部機関によるスマホ・携帯教室(土曜参観)</li> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> </ul> <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組(児童理解の推進)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・情報モラル教育の実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・警察によるいじめ・暴力防止教室の実施</li> <li>・個人面談週間の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・前期の反省と後期の具体的な取組の確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施についての内容確認</li> <li>・警察によるいじめ・暴力防止教室の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">} (第2回校内いじめ防止対策会議)</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・第2回学校生活アンケートの実施</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・共生*共育効果測定2回目実施・結果の検討</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・個人面談週間の実施</li> <li>・情報モラル教育の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> <li>・今年度の反省と見直し(第3回校内いじめ防止対策会議)</li> <li>・警察によるいじめ・暴力防止教室の実施</li> </ul>
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組(児童指導部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(児童指導部会)</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 課題をもち動く（規律・学力・自己有用感を実感する学校生活）

- あらゆる活動に課題意識を持ち学習・行事・活動に取り組み、充実感、達成感、満足感を味わうことのできる教育活動を展開する。その中で、自己効力感（自分ができる）、自己成長感（自分は伸びている）、自己有用感（自分は役に立っている）という自尊感情を育てる。
- 授業改善と授業力向上を心がけ、学習習慣と規律の確立を図り、問題解決的学習や体験学習を推進し、日々「わかる授業」に努め、基礎的学力を身につけるようにする。

### 児童指導（未然防止・早期発見・迅速な対応）

#### 1. ねらい

- ・児童に対する生活指導と教育相談を通して、教育目標の育てたい子ども像「根・智・和」の実現をめざし、児童の在り方を見つめる機会とする。
- ・「いじめ」や「差別」をなくし、自分を見つめ大切にするとともに、相手を思いやり大切にすることを育てる。

#### 2. 基本方針

- ・児童の人間関係（対児童、教師）の改善、確立を図る。（生き生きとした人間関係）
- ・児童が自ら主体的に問題を解決できる能力を育成する。
- ・学校生活をより良いものにするために積極的に活動しようとする態度を育てる。
- ・家庭及び地域社会、関係諸団体との連携を深める。
- ・児童、各学級の諸問題を全体のものとしてとらえ、全職員で方向性を見出し、共通理解を図り、いじめ防止・早期発見・対応に努める。→校内いじめ防止対策会議

#### 3. 活動内容

##### （1）月別生活目標の指導

- ・教育活動のあらゆる場を通して相互評価、自己評価を行い、自立・自律を図る。

##### （2）児童指導

- ・職員会議、打ち合わせの時間に共有の機会を設け、即時性と共通理解を図りながら対応していく。
- ・学年会において児童指導の時間を確保し、担任一人で問題を抱え込まない方策を講じていく。

##### （3）「かわさき共生＊共育プログラム」の実施

- ・「豊かな自分づくり」「友達づくり」「豊かな仲間づくり」のエクササイズを行い、自分を見つめ直したり集団を心地よく感じたりする経験をさせることで、子ども達の「社会性」を育み、「いじめ・不登校・暴力・学級崩壊」「自死」等の問題発生を未然に防ぐ。

## たてわり班活動（温かい人間関係づくり）

### 1. ねらい

- ・異年齢集団によるたてわり活動を通して、多くの人と交わり、社会生活の基盤となるものを習得する。
- ・各人が様々な個性・特徴をもっていることに気づき、その過程で自分自身の特徴を知り、自分の良さをさらに伸ばすことができる。

### 2. 基本方針

○異年齢集団による自発的・自治的な活動になるようにする。

- (1) 活動の目標を全員で作成し、共通理解する。
- (2) 一人一人が役割をもつ。
- (3) 一人一人の自発的要求を尊重する。
- (4) グループへの所属感やメンバーとの連帯感をもつ。

### 3. 活動内容

- ① ロングのたてわり遊び      ② 中休みのたてわり遊び      ③ 6年生を送る会

### 4. 活動回数

年間3時間

- ・たてわり遊び      (45分) × 2回 = 90分
- ・6年生を送る会      (45分) × 1回 = 45分      合計 3単位時間

上記以外

- ・中休み（6回）に遊びの活動等をする。
- ・学校行事との連携を図っていく。

### 5. その他

- ・たてわり活動が日常生活においても広がっていくように、働きかけていく。

## 多くの目で児童を育む（開かれた学校）

- ・保護者、地域の方が学校へ足を運ぶ機会を適切に設定し、児童の姿や様子を参観することを通して多くの目で児童を見つめ育みながら、小さな変化に気づき見逃さない体制を築いていく。
- ・保護者アンケート、学校教育推進会議